

# 東和東部地区 10月 コミュニティ会議だより

令和3年10月号  
東和東部地区コミュニティ会議  
〒028-0132 東和町館迫5-22  
電話/FAX:0198-44-3281

## 谷内振興センター・谷内地区社会体育館の施設使用について

花巻市では、谷内振興センター、谷内地区社会体育館の利用制限ガイドラインの適用レベルを、県内における感染状況に鑑み、10月1日から「レベル2」とすることとしましたのでお知らせします。施設利用の際は、3密を避ける、利用者全員の体調の確認（発熱・風邪症状がある人を参加させない）、マスクの着用（スポーツ時は除く）、手洗い・消毒の徹底、換気、ゴミの持ち帰りなど、使用者の責任において感染防止に努めてください。今後の状況により、更に利用制限が変更になる場合がありますので花巻市の公式ホームページで最新の情報をご確認ください。

	谷内振興センター	谷内地区社会体育館
対象者	市民・市内の団体のみ	
開館日	通常通り (12/29~1/3は休館)	
開館時間	9:00~21:00	8:30~21:00
利用人数	対人距離2m 最低1m 50名まで ※各室の広さにより制限あり	対人距離2m 最低1m 100名まで
利用時間	2時間以内	制限なし
飲食・調理	飲食・調理一部可 ・料理教室などの調理実習は可 ・料理教室などの実習で調理した 飲食物、会議等の茶菓、弁当は可 (懇談や交流を目的とする会食は不可)	水分補給・弁当のみ可
その他	管理者が必要と認める場合は閉館・ 開館することができる	管理者が必要と認める場合は休館

### 谷内地区社会体育館の 床修繕工事完了



谷内地区社会体育館の床修繕工事が完了しました。各種競技のラインも新たに引き直され、滑りにくいフロアへと修繕されています。

### 工事のお知らせ



花巻市発注の市道館迫下道線道路改良舗装工事(施工箇所:357.7m)が令和4年3月22日完成予定で開始されます。地域の皆様には、工事中何かとご不便やご迷惑をおかけしますがご理解とご協力をお願いいたします。

# 令和3年度事業完了箇所について



今年度事業について各行政区の計画に基づき実施していただいています。完了した事業について随時お知らせしていきます。

## 【土沢第6行政区】



土沢第6行政区では、防犯灯整備事業として東晴山2区地内の新設、東晴山2区地内・4区地内2箇所を更新しました。

## 【谷内第2行政区】



谷内第2行政区では、集会施設整備事業として谷内第2集落センターの床補強工事を実施しました。

## 【谷内第3行政区】



谷内第3行政区では、地域文化活動支援事業として「いさご夏祭り」を開催しました。

## 【谷内第4行政区】



谷内第4行政区では、集会施設整備事業として、倉沢公民館に物置、FF式ストーブを新設しました。

## 東和東部地区の人口（令和3年9月末現在）

行政区	世帯数	男(人)	女(人)	計(人)	8月末比較
土沢第6	261	235	288	523	1人減
谷内第1	146	186	215	401	1人減
谷内第2	144	206	209	415	1人減
谷内第3	70	87	90	177	—
谷内第4	103	173	158	331	1人減
計	724	887	960	1,847	4人減

※花巻市住民登録人口集計表を基に作成しています